

福祉施設経営に関する一試論

—精神薄弱者入所施設における利用者互助基金の設立について—

A Report on the Management of Welfare Institutions

—On the Establishment of a Mutual Benefit Fund for Mentally Retarded Residents—

塩川 寿平*

Jyuhei Siokawa

1. はじめに

研究の期間は、1990年（平成2年）4月から、1993年（平成5年）4月までの3年間である。

その間、筆者が法人理事、および精神薄弱者更生施設富士明成園園長を勤めた、社会福祉法人富士旭出学園が研究の対象である。

施設の所在地は、静岡県富士宮市である。

同法人には、①1972年（昭和47年）5月開園の精神薄弱者授産施設「富士厚生園」（定員50名）、②1975年（昭和50年）4月開園の精神薄弱者更生施設「富士清心園」（定員50名）、③1990年（平成2年）4月開園の精神薄弱者更生施設（重度）「富士明成園」（定員50名）④1991年（平成3年）4月開園のグループホーム「サニーヒル」（定員4名）がある。

2. 本研究の目的

社会福祉法人富士旭出学園の現状が、①障害の重度化、②入所者の高齢化、③家庭介護機能低下の時代に入り、経費が増加し、財政悪化が顕著となる中で、一方、施設利用者の貯金の状況は、障害基礎年金を中心に、1993年（平成5年）3月31日現在で、237,727,817円となり、なおふえ続ける状況であること。

そこで、障害基礎年金による利用者互助基金を設立し、利用者の自立を目的とした多様な処遇を展開すべきであると考えに至ったわけである。

しかしながら、このような経験も前例も少なく、六団体関の理解もないのが現状である。

そこで、まず六団体の①利用者団体（本人）、②保護者団体（保護者会・親・兄弟、等）、③公務員団体（国・地方自治体）④経営者団体（理事・監事・評議員）、⑤職員団体（専門社会福祉従事者）、⑥市民団体（地域住民・支える会・ボランティア、等）が、完全に理解し、合意できる制度を作らなければならないということである。

本研究は、その制度としての精神薄弱者入所施設における障害基礎年金による利用者互助基金の設立を目的としたものである。

3. 六団体構造と利害、および、力関係の調整について

次の表、および、図のとおりであり、六団体が完全に理解し、合意できる制度は、民主的タイプとなった時である。

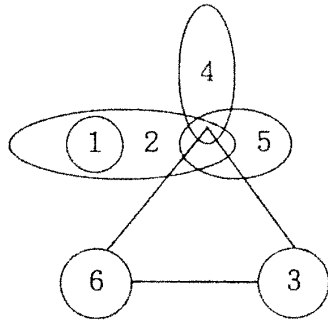
時間はかかるであろうが、話し合いにより、利害を克服し、力関係の調整を計り、新しい利

第15回 運営会議

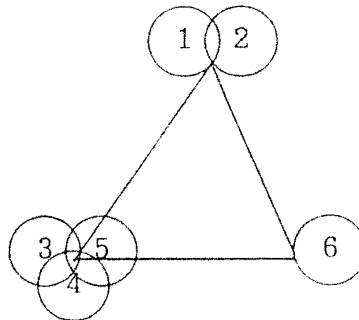
6者連絡協議会の設置願いについて(案)

提案者 塩川 寿平
平成4年9月29日

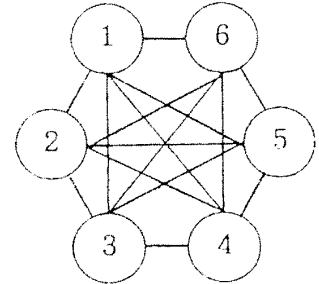
団体	代表	内容	財源・奉仕・労働関係
1 利用者団体	自治会会長	第一人称 (本人)	基金 (貸金・遺産相続・年金)
2 保護者団体	保護者会会長	第二人称 (保護者会・親・兄弟等)	奉仕 寄付金
3 公務員団体	知事	国・地方自治体 (行政)	措置費 補助金
4 経営者団体	理事長	理事・監事・評議員	奉仕 寄付金
5 職員団体	施設長	専門社会福祉従事者 (プロフェッショナル)	労働 給与
6 市民団体	支える会会長	第三人称 (地域住民・支える会・ボランティア)	奉仕 寄付金



A. 学園タイプ



B. 一般タイプ



C. 民主的タイプ

A, B. タイプは調整の必要な団体の形態

利用者互助基金の制度を誕生させなければならない。

4. 本人, および, 保護者を対象とした初期の啓蒙活動

(その1) 1992年(平成4年)8月8日付
富士明成園「園長だより一夢は広がる」
園長 塩川寿平

明成園が生まれて3年目となりました。園生も落ち着いて暮らせる様になりました。私も、やっと学園の全体が分かるようになりました。明成園にとって今、一番大切な事は“希望という文化”を作る事だと思います。

まず、中庭を見て下さい。きれいな日よけテントができました。これは、文化の一部です。

この中庭を人の集うプラザにしたいのです。近代的なハイカラな空間にしたいと思います。学園は森の中ですから、逆に都会的な文化を希望しています。自然がいっぱいのところですが、街も恋しいのです。また、街に出ることも必要です。

遠藤孝氏の父さんと母さんが頑張ってくれて出来ました。明成園の中庭は、これから、グリーン的人工芝を入れたり、ベンチを入れたり、花も植えます。文化の薫り高いところになるでしょう。

3年待ったから出来たのです。これからが楽しみです。何がほしいのか、誰が欲しがっているのか、分かってきたからです。分からないと何をしてもいいのかも分かりませんが、今では一人一人の障害の事も、その家庭のことも分かっ

てきましたから、ずんずん何をしたらよいのかも決まって行きます。本当に楽しみです。

そして、いつまでもここで暮らしてください。多くの人が、十年、二十年、三十年と暮らす事になるのでしょうか。学園とは、長い長いつきあいになると思います。なぜなら、ここより幸せを保障してくれる家が外にないからです。ここを良くしていきましょう。学園の恩人の三木安正先生は、富士旭出だより（昭和53年5月20日）の、一生涯保障「初心を忘れずに」—という論文の中で、『“卒業のない学園”をつくろう。その為には“両親の協力による学園”でなければならぬ。』と述べています。また、さらに、三木先生は、『場合によっては公の補助や援助は期待出来ないかもしれない』と、すごい決心をされています。この考えに新たな意味付けをして再評価し、私も、そう思うこの頃です。ここは市民の住むアパートです。

と言いますのは、より豊かな福祉を望むわけですから、国家責任の公的扶助のみで満足すべきでないと思うのです。公の措置費だけで施設を運営しろというのではなく、入所者本人も自ら出来る範囲内で、年金などのお金を出し合っ、自分の家にしようではありませんか。誰だって生涯の住処（すみか）を持つ権利があるですから。

誤解してほしくないのですが、ノーマライゼーション（普通に社会で暮らす・完全参加と平等）の思想に反する訳ではありません。永住の住処を持つということと、社会で暮らすことは矛盾しないのです。私など先祖が住んでいた、400年も続く古い家にずっと住んでいます。そこから仕事に社会に出かける訳ですから。

（その2）1992年（平成4年）12月23日付
富士明成園「園長だより—『育ての親』がお世話しやすいように—」

園長 塩川寿平

『育ての親』に対して、『産みの親』があります。

毎日、現実にお世話をするのが『育ての親』

といえるでしょう。『産みの親』は、血のつながった親子であり、肉親という永久的愛情関係だと思ふのです。

私は今、こんなふうを考え始めています。『産みの親』は、わが子が幾つになっても、いつまでも心の伴で結び合っていて、精神的親と言えます。これはたとえようもなく深い関わりで、神様と人間の関係のプラトニックラブ（精神的愛情）だと思ふのです。

それに対して、『育ての親』は私たち施設人であって、具体的に世話をする親であり、現実的親で、専門家の愛情関係という人間と人間の関係のエロティックラブ（現実的愛情）といえると思います。

ところで、『産みの親』の愛情の深さ、子を思う優しさと、切なさは、心から尊敬もし、大切なものだということをも十分承知したうえで、その事を前提にお話を進めますが、施設人の主張を誤解せず聞いていただきたいのです。

私は、富士明成園にあっては、これからの『育ての親』は施設の職員だと思っています。ですから、職員は毎日しばしの休みもなく、具体的にお世話をしていますし、日常生活の問題はすべて責任を持っています。かつては、『産みの親』が同時に『育ての親』でもありましたが、いまでは生活の主なる拠点は学園ですから。

ここで持ち出したい具体的な提案は障害基礎年金問題です。これから『産みの親』である保護者の皆さんと、『育ての親』である私たちと、何回も何十回も話を煮つめていかなければいけないわけですが、障害基礎年金について将来的には、『育ての親』の—福祉的・教育的・医学的等の専門家としての—判断で使用できる道を開いてほしいのです。

今、このお金は、学園で預かっている人と、家庭で預かっている人とに分かれますが、将来は入所者本人の住民登録票があり、生活の責任者（＝育ての親）のいる学園に置くことが正しいと思います。なお、全国的に見ても福祉施設での長期生活が事実としてもあり、今後もさけられない事実にあって、「学園で年金の管理を

するように」と、国も県も指導の態度が変わってきました。

ときどき、家族の方が勘違いされて、『実家の事業に使いたいから』とか『家族の生活費に使っている』などと言ってこられますが、これは大変に困ります。

“年金は本人のもの”なのにと、私は長いこと考え込んでしまいました。障害基礎年金管理運用検討委員会を設立する為に、まず『産みの親』と『育ての親』の両者で、猛勉強を開始しなければいけない時に来ていると思うのです。

結びに、両者の絶大なる信頼関係の構築の上に立って、やはり『育ての親』がお世話しやすいように、そして、年金は本人の為にのみ使われるべきだと思うのです。

(その3) 1993年(平成5年)4月1日付
富士明成園「園長だより—障害基礎年金について—」

園長 塩川寿平

施設にいる人は、大変な恩恵を受けています。それは、措置費を年間約260万円と、さらに加えて障害基礎年金を一級の人には906,600円、二級の人には725,300円(平成4年度分)が受けられるからです。

在宅福祉の人は、後者の障害基礎年金のみですから、施設にいる人は大変有利なわけです。そこで預金も出来るわけですが、富士明成園の人達は、自分の意思を言葉に出来ない人が多いのです。従って「私は赤いセーターを着たい」「海外旅行に出掛けたい」と意思を表明出来ません。その為に預金はたまる一方で、使えないのです。なぜなら、年金は私有財産ですし、本人は成人した大人ですから、本人の意思に基づく指示がなくては、基本的には使えないのです。そして本人が亡くなるとどうなるかといいますと、民法上の遺産相続人の手に入るのです。苦勞して御世話した施設側には入りません。遺産相続人のいない場合には国庫に入ります。それでは、納税者の方に申しわけありません。申しわけないというのは、たとえば、成人すると無

収入の学生からも国民年金の保険料を取るという義務の社会が一方にあり、責任を感じます。

そこで提案ですが、今年から年金を本人の為に使うには、どうしたらよいか学習会を始めたいと思います。お金のことですから、しっかりと話し合わないと感じ的にしっくりいかなくなります。富士明成園は、皆様御存知のとおり職員が法定数より3名多く配置されていますから、お金は足りません。利用者自身もお金を出して豊かな処遇を買って欲しいのです。そこで利害が対立するのは遺産相続人の方と、施設側ということになります。両者で今後しっかりと話を決めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

5. 第67回理事会1992年(平成4年)
5月23日『富士旭出学園財政協力
入所者互助組合基金設立について
(基金No1案)』を提出

企画・立案 1993年(平成5年)5月13日
法人理事・富士明成園園長 塩川寿平
富士旭出学園財政協力入所者互助組合基金設立
について(基金No1案)

1. 仮名称 … 富士旭出学園入所者互助組合
2. 組合員
入所者(富士旭出学園:利用者本人
—— 153名(H.4.5.13:現在)
本事業は自治であり、主体者は利用者本人
である。

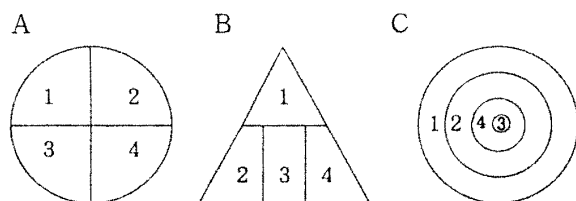
3. 四者会
①富士旭出学園:理事会 —— 14名
②富士旭出学園:職員会 —— 76名
③富士旭出学園:入所者会 —— 153名
④富士旭出学園:保護者会 —— 153名
(注:保護者会の153名は入所者1名につき代表1名とする)

①+②+③+④=総計 …… 396名
(H.4.5.13:現在)

※1 … 新たに、富士旭出学園:四名者会
(富士旭出共同体)をつくる。

- ①経営する ②援助する
③援助のもとで自立する。 ④世話をする。

『四者会の関係モデル』



4. 富士旭出学園：共同体論

旭出学園の父、三木安正先生は、『生涯めんどろをみる』共同体を考えていた。旭出家族論である。この考え方を再評価して、今日、富士旭出学園がかかえている問題を乗り越えたい。

富士旭出学園は、地域をも含めて“生涯めんどろをみる”施設にならなければならない。将来は、老人ホーム・特別養護老人ホーム・複数のグループホーム・小規模授産所・ショートステイの増員を加えた法人にならなければこの問題は解決しない。

5. 企画・立案と行動計画

- ①企画・立案は、園長会が職員会の現状を聞いて行う。
- ②園長会の要請により、理事会が承認を行う。
- ③理事長が入所者互助組合と保護者会に協力を依頼する。
- ④理事長は、四者会の会長を務める。その結果、入所者互助組合の会長代行を兼務する。
- ⑤園長会は、四者会会長の命を受け、本事業企画・立案・行動計画を立て、富士旭出学園の法人事務が、四者会より委託を受けてその実務をとる。

6. 富士旭出学園の現状

障害の重度化と高齢化の増加により、職員の総体的仕事量が増えてしまった。その結果、法定職員数をこえて職員を採用する事となり、法人独自がかかえる職員が10名

(専任…4. 常勤委託…4. 委託2)となった。そこで、諸経費の増加と10名分の給与財源を確保しなければならなくなった。

7. 現入所者維持と理論

この問題の本質的解決は、各園共に設置基準に合わせて、入所者の再審査を行い富士旭出学園の機能を上まわる、過剰な重度者を他施設へ措置変更する事である。すなわち、措置費(公費)を主に、法定職員数で運営する適正施設にするべきである。しかし、今は時期尚早であり、次の理由により、現入社者の現状維持を考えた次第である。

①適正な他施設がないので、早期措置変更は不可能である。

※他施設への措置変更の例…少なく、大変困難であった。多くは望めない。

例1. X子(M)…三和荘(身体障害者施設)へ移行(H2.8.1)

例2. Y男(S)…光陽荘(身体障害者療護施設)へ移行(H2.8.1)

〔説明〕

上記2例の措置変更は、『幸福論』の充分なる議論をつくした帰結であった。それは、障害の専門性と総合的所見に立って、富士旭出学園にいるよりも、措置変更した方が、明らかに本人の幸福になると言う、本人と保護者、そして市福祉事務所と学園の、全ての関係者の合意の上で決定されたものである。

②法律による公的解決の望みが少ない。

法律による措置費単位は、a. 入所者…4.3人に対し指導員…1人と、b. 入所者…10人に対し指導員…1人の重度加算の基準があるが、この改正は早期に望めない。

③困難な人々の救済に立ち向かうと言う、福祉マンの高い理想と、福祉施設のプロ意識があり、早々にギブアップしたくない。

8. 入所者互助組合の考え方

日本にはかつて、村落共同体や大家族共同体があったが、今やないに等しい。この活力に目をつけ、富士旭出共同体を創ることにあつた。大家族主義である。重度者個人に大金を

出させる事は困難であるから、富士旭出共同体で暮らす利用者自らが、等しく出資するのである。

尚、入所者本人が、自分のお金（労働による賃金・年金・相続遺産等）を出すのであり、保護者・第三者に金銭の迷惑をかけるものではない。この組合の精神は、入所者自身が進んで、富士旭出共同体の危機に際して『私のお金を活用して下さい』と申し出るものである。それを、本来、入所本人が行うべきであるが、障害により困難なため、四者会会長が援助代行して実施するものである。

9. 資金の貸出しと返済

一定の資金を入所者互助組合基金に貸出し、その元金には手をつけずに利息のみを富士旭出共同体に寄付するものである。退園時に元金全額を返済する。その期間は、富士旭出共同体に暮らすあいだのみの行為である。

10. 本事業開始の時期とゴールの時期

富士旭出学園は今日まで、多くの寄付に頼ってきた。今日あるは、ひとえに過去の遺産によるといえる。今回は、過去の実績（出した、出さない）は、問はない。現状の危機発生に対して、全員が今から取り組む。これから、本主旨の確認作業と実施の方法の検討に数年間を考え、事業開始時期を“平成X年4月1日”としたい。この間は、大きな修理・建設は控えて、治療教育の諸経費と人件費にまわす。それだけ、一般生活と環境は、悪化するが、財政立て直しに協力してもらおう。

11. 入所者一人の協力金

一年間につき、20万円以上とする。この金額は、入所者の所持金から考えて、適正と考える。入所者の所持金は、働いた賃金・年金・相続遺産等であり、一人一人まちまちであるが、成人の全員が得ている障害基礎年金のみで考えても、平成4年度基準・1ヵ年…（1級）906,600円・（2級）725,300円の収入があり、施設入所者本人分徴収金額・1ヵ年…（1級）312,000円・（2級）169,200円を支払っても、50万円程度は、個人貯金に回って

いるのである。その中から、20万円の出資は充分可能である。

12. 運用と管理

入所者互助組合と四者会より委託を受けて、富士旭出学園法人事務が運用と管理にあたる。方法は、MMC・その他の利用し、その利息を法人に寄付する。

元金は一切利用しない。富士旭出学園の退園時に積立て元金の全額を返済する。

13. 積立て元金の目標

3億円を目標とする。10年後には一人…200万円となり、組合153名で3億6百万円の元金となる。利息も年6%とすれば、1,836万円である。この時点で、再度、見直しを行うが、今の時点での目標は3億円である。

14. 結論

本事業の入所者互助組合基金設立による利益は、すべて入所者本人のものとなり、本人に還元されるものである。

15. 追記（その1）

日本人は、お金の話しをすると、たいていは不機嫌になります。しかし、何かをしようとすれば、お金の話しは避けて通れません。理由が通ればやはり行動に移さなければなりません。よろしく、議論願います。なにより、四者で話し合い、四者で合意しなければなりません。その事が一番大切です。

16. 追記（その2）

入所者の重度化・高齢化・家庭介護機能低下の実態については、次頁より、学園全体と各園ごとの表によりくわしく示す。

富士旭学園 重度化の実態

平成4年3月14日 現在

	厚生園		清心園	明成園	サニーヒル	総計	(パーセント)
	入所30人	通所20人	50人	50人	4人	154人	%
最重度	0人	0人	3人	10人	0人	13人	8.5%
重度	7人	16人	34人	29人	1人	87人	56.9%
中度	17人	3人	13人	10人	1人	44人	28.7%
軽度	6人	0人	0人	1人	2人	9人	5.9%
現員	49人		50人	50人	4人	153人	100%

平成4年度 職員採用計画

	厚生園		清心園		明成園		サニーヒル		各部オーバー分	
	H3年	H4年	H3年	H4年	H3年	H4年	H3年	H4年	H3年	H4年
園長	1人	1人	1人	1人	1人	1人	世話人		0人	0人
指導部	12人	14人	14人	15人	19人	19人			4人	7人
医務部	1人	1人	1人	1人	1人	1人		1人	0人	0人
給食部	4人	4人	5人	5人	6人	6人			1人	1人
事務部	2人	3人	3人	3人	3人	2人			2人	2人
合計	20人	23人	24人	25人	30人	29人	1人			
オーバー分	0人	3人	1人	2人	6人	5人	0人		7人	10人

※職員総数78人－法定数68人＝法人オーバー分10人

富士厚生園

	法定数		現在数	オーバー分
園長	1人		1人	
看護婦 生活指導員 作業指導員 介助員 作業開拓員	入所 (定員4.3人につき1人)	通所 (定員7.5人につき1人)	指導 14人 医務 1人	
	(30人 ÷ 4.3 = 6.98人)	(20人 ÷ 7.5 = 2.66人)		
	6.98人	2.66人		
	1人			
	1人	1人		
	計 8.98人	計 3.66人		
	計 12.64人		計 15人	2.36人
事務員	2人		3人	1人
栄養士				
給食部	4人		4人	
合計	19.64人		23人	3.36人
	20人		23人	3人

富士清心園

	法定数	経営的理想定数	現在数	オーバー分
園長	1人	1人	1人	
看護婦	(定員4.3人につき1人)	指導 11.62人	指導 15人	
生活指導員	(50人 ÷ 4.3 = 11.62人)			
作業指導員	11.62人			
介助員	1人	医務 1人	医務 1人	
重度加算	(10人につき1人)	(22人につき2.2人)		
	計 12.62人	計 14.82人	計 16人	1.18人
事務員	2人	2人	3人	1人
栄養士	1人	1人	1人	
給食部	4人	4人	4人	
合計	20.62人	22.82人	25人	2.18人
	21人	23人	25人	2人

富士明成園

	法定数	経営的理想定数	現在数	オーバー分
園長	1人	1人	1人	
看護婦	(定員4.3人につき1人)	指導 11.62人	指導 19人	
生活指導員	(50人 ÷ 4.3 = 11.62人)			
作業指導員	11.62人			
介助員	1人	医務 1人	医務 1人	
重度加算	(10人につき1人)	(35人につき3.5人)		
	計 12.62人	計 16.12人	計 20人	3.88人
事務員	2人	2人	2人	
栄養士	1人	1人	1人	
給食部	4人	4人	5人	1人
合計	20.62人	24.12人	29人	4.88人
	21人	24人	29人	5人

サニーヒル

	法定数	現在数
世話人	1人	1人

※職員総数＝厚生園23人＋清心園25人＋明成園29人＋サニーヒル1人＝78人

(常勤嘱託4人、嘱託2人、世話人1人を含む)

※『精神薄弱者援護施設の職種別職員定数』〔厚生事務次官通知S48. 4. 26〕

(精神薄弱者福祉法による措置費国庫負担金及び国庫補助金の交付基準について)

(第66回、理事会 平成4年3月14日提出)

富士厚生園の実態

H3. 4. 22 現在

		寮				生	
	性別	種別	I Q	年齢	在園期間(年)	合併症及び身体的特徴	
1	男	重	22	40	19	ダウン症, 頭フケ	
2	"	"	24	43	19	ダウン症, 義歯	
3	"	"	27	58	16	両耳難聴, 言語障害, 白癬	
4	"	中	測不	17	1年未満		
5	"	"	34	44	16	ダウン症, 痛風, 痔, 義歯	
6	"	"	36	39	16	ダウン症, 胃潰瘍, 右眼白内障, 頭湿疹	
7	"	"	37	32	16	てんかん, 白癬, 頸部湿疹, かかと赤ざれ	
8	"	"	39	44	19	中耳炎, 白癬, 体湿疹, 頭フケ	
9	"	"	42	32	13	白癬	
10	"	"	42	51	16	てんかん, 白癬, 頭痛	
11	"	"	46	49	16	盗薬	
12	"	"	52	19	1年未満		
13	"	軽	24	44	10		
14	"	"	55	36	15	痔, 白癬	
15	"	"	64	33	1年未満	口蓋裂, 言語不明瞭	
16	"	"	66	36	18	てんかん, 腰痛	
17	"	"	68	37	19	てんかん, 白癬	
18	"	"	69	16	1年未満	左手指欠損, 心臓疾患	
19	女	重	30	46	19	高血圧	
20	"	"	31	58	15	白癬, 義歯	
21	"	"	31	40	19	白癬	
22	"	中	23	49	15	胃もたれ	
23	"	"	35	34	15	てんかん, 白癬	
24	"	"	36	42	19	鼻炎, 白癬	
25	"	"	40	41	8	ヒステリー, 尿失禁	
26	"	"	41	43	19	てんかん, B型肝炎(+), 両内耳性難聴	
27	"	"	41	38	16	脳波異常, 心電図異常, アレルギー性鼻炎	
28	"	"	43	43	16		
29	"	軽	31	45	19	アレルギー性鼻炎, 頭湿疹, 手皮膚炎	
30	"	"	58	36	16	接枝分裂(頭痛)生理不順	
寮生平均年齢 39.5歳/平均在園期間 14年							

通 所 生						
	性別	種別	I Q	年齢	在園期間(年)	合併症及び身体的特徴
1	男	重	測不	17	1	自閉, 言語障害, アトピー皮膚炎
2	"	"	"	17	1	言語障害(言葉なし)
3	"	"	"	18	1	自閉傾向, 言語障害(言葉なし)
4	"	"	"	23	7	場面かん黙症, 腎性糖尿病, 虫歯
5	"	"	18	19	4	虫歯
6	"	"	25	36	19	てんかん, 左手マヒ, 白癬
7	"	"	25	15	1年未満	言語不明瞭, 自閉傾向
8	"	"	29	16	"	てんかん, 自閉傾向, 衝動行動
9	"	"	29	17	1	自閉傾向, 衝動行動
10	"	"	33	19	2	自閉傾向, 言語障害
11	"	"	40	15	1年未満	自閉傾向, 衝動行動, 言語なし
12	"	"	41	17	1	てんかん, 視力障害, 左片マヒ
13	"	中	35	44	12	てんかん, 四肢マヒ, 痔, タコ, 義歯
14	"	"	50	35	12	てんかん, 水頭症, 弱視, 白癬
15	女	重	測不	16	1年未満	自閉傾向, 異食, 衝動行動, 言葉なし
16	"	"	"	18	3	難治性てんかん, 左弱視, 左手指ヤケド癒着
17	"	"	"	19	4	小頭症, 左膝関節脱臼, 内反足, 心肥大
18	"	"	17	28	11	てんかん
19	"	"	30	58	17	てんかん, 分裂傾向
通所生平均年齢 23.5歳/平均在園期間 4.6年						

富士清心園の実態

平成4年2月28日

精神薄弱者更生施設

※平均年齢 全体39.6歳 男子38.6歳

※定員50名 男子36名 内重度者26名

女子42.1歳

女子14名 " 11名

計 37名

※55才以上の現状

氏名	年齢	性別	保護者	措置機関	判定	帰省先
1. 女	58	女	弟	富士宮市	重度	富士宮市
生活能力は高いが, 性格的に頑固で協調性に欠ける面がある。富士清心園の高齢者であり, 今後の措置変更等で課題が当面している。						
2. 男	57	男	兄	富士宮市	重度	富士宮市
寮内の場所がわからなく, 迷うことが毎日多々みられる。その度, 他の園生との衝突及び失禁・失便がみられる。						
3. 男	56	男	兄	富士市	重度	富士市
胃潰瘍・悪性貧血の持病があり, 性格的にじっとしておれず, 常に忙しく動いており運動・作業・寮生活においての健康管理が必要とされる。						

4. 男	57	男	母	富士宮市	重度	富士宮市
性格的には温厚で誰からも好かれているが、生活能力が低く介助面が多い、また保護者が母一人であり、更に大変高齢（82才）であり、早急に今後の生活設計のあり方について検討を要す。						
5. 男	55	男	兄	沼津市	中度	沼津市
自分勝手な性格で、他園生に対し命令・指示が多く、常にトラブルの中心となっている。身体的には右眼白内障により弱視で、右耳難聴がある。						
6. 男	55	男	兄	沼津市	重度	沼津市
生活習慣はほぼ確立されているが、時間的観念に欠け、指示に対しての理解度が低い。また言語障害があり、友達関係の確立が難しい。						

※身体麻痺者

	氏名	麻痺症状	身体障害者手帳	措置機関
1	男	脳炎後遺症 歩行機能低下	5級	富士宮市
2	男	脳性小児麻痺後遺症 緊張性右片麻痺	2級	富士宮市
3	男	脳性小児麻痺 痙直型右型麻痺 補装具使用	3級	富士宮市
4	男	右側痙性麻痺	4級	富士宮市
5	女	右片麻痺 補装具使用		富士宮市
6	男	脳性小児麻痺後遺症 左片麻痺内反足	6級	沼津市
7	女	脳性小児麻痺 左片麻痺	3級	静岡市
8	男	右痙性片麻痺 言語機能障害	2級	小山市
9	男	右片麻痺		国分寺市

重度化と高齢化にともなう修理・改善について

(1) ロッカーの改修

50人定員に対し園生の居室は、4人部屋10室・2人部屋6室、各室共通に備え付けのロッカーがある。しかし、このロッカーが観音開きであること、天袋は、踏み台を使用しなければならない。また、この中には、温度感知器も設置されており、使用上難点の多い場所である。

(2) ロッカーの扉の形と場所

ロッカーの扉が観音開きのため、例えば就寝準備をする場合、4人の寝る場所が決まっているので、扉の前の園生が先に準備してしまうと他の3人は準備ができず、常々問題が生じ、その都度調整を行わなければならない。

(3) 階段

地形上必然的に階段部分が生じてくる。さらに生活空間が2階にあり、日課の中で階段使用が不可欠となっている。2階と1階の行き来で26段（13×2ヶ所）、その他、中階段が4ヶ所（各5段）あり、常に危険な状態と隣り合わせにある。

…転落・踏みはずし、手をついて登る等…

緊急を要するため応急処置としてクッションフロア材で階段を保護、および長い距離の階段の途中に踊り場を設け、ここにもクッションフロア材を敷く。こうして、危険な状態を少しでも安全な状態に修理・改善したい。

富士明成園の実態

氏名	父母の有・無	年齢	措置機関	I Q	判定	療育手帳	年金	入所年月	備考	
1	男	○・○	26歳	富士宮市	30+ α	重	身3級	1	H02.05	
2	男	○・○	42歳	"	34	中	B	2	S55.04	
3	男	○・○	26歳	"	30	重	A	2	H02.04	
4	男	○・○	30歳	"	30	重	A	2	H02.05	
5	男	○・○	22歳	"	24	重	A	1	H02.05	
6	男	○・○	21歳	"	31	重	A	1	S62.04	
7	男	○・○	26歳	"	29	重	A	1	H02.04	
8	男	○・○	23歳	"	測定不能	最重	A	1	H02.05	
9	男	○・○	23歳	"	測定困難	最重	A	1	H02.04	
10	男	×・×	26歳	"	34	重	B	1	H02.04	
11	男	×・○	55歳	"	38	中	身2級	2	S48.04	
12	男	×・○	24歳	"	測定不能	重	A2	1	S60.03	
13	男	○・○	19歳	"	測定困難	重	A		S63.01	
14	男	×・○	24歳	"	18	重	A	2	S62.04	
15	女	○・○	37歳	"	31	重	A	1	S62.02	
16	女	○・×	20歳	"	53	中	B	2	H02.05	
17	女	○・○	22歳	"	22	重	A	1	S60.04	
18	女	○・×	26歳	"	42	中	B	2	H02.04	
19	女	○・×	25歳	"	測定困難	最重	A	1	H02.04	
20	女	○・○	40歳	"	39	中	B	2	S47.05	
21	男	×・○	39歳	富士市	21	重	A	1	H02.04	
22	男	○・○	22歳	"	22	重	A	2	H02.04	
23	男	○・○	25歳	"	31	重	A	1	H02.04	
24	男	○・○	17歳	"	15	最重	A		H02.04	
25	男	○・○	19歳	"	測定不能	最重	A		H02.05	
26	男	○・○	30歳	"	24	重	A	2	H02.04	
27	男	×・○	23歳	"	測定不能	最重	A1	1	H02.05	
28	男	×・○	43歳	"	48	中	B1	1	H02.04	
29	女	×・○	37歳	"	34	重	A	2	H02.05	
30	女	○・○	27歳	"	39	中	B	2	H02.06	
31	女	○・○	21歳	"	測定不能	最重	A	1	H02.05	
32	女	×・○	31歳	"	46+ α	中	B	2	H02.08	
33	男	○・×	31歳	沼津市	30	重	A	1	S59.02	
34	男	○・×	28歳	"	27	重	A	2	H02.05	
35	女	○・○	25歳	"	測定困難	最重	A	1	H02.05	
36	女	○・×	26歳	"	52	軽	B	2	H02.05	
37	女	○・○	24歳	"	19+ α	重	A	1	H02.05	
38	男	×・○	18歳	清水市	19	重	A		H02.05	
39	男	○・×	20歳	"	20	重	A2	1	H02.05	
40	女	○・○	21歳	"	32	重	A	1	H02.03	
41	男	○・○	20歳	静岡市	測定困難	重	A		H02.04	
42	男	○・○	25歳	"	45	中	A	1	H02.04	
43	女	○・○	20歳	"	測定困難	最重	A	1	H02.05	
44	女	×・○	53歳	"	30	重	A	1	H02.04	
45	男	○・○	56歳	県(東部)	23	重		2	H02.05	
46	男	×・×	55歳	"	43	中		厚3	H02.04	
47	男	×・○	49歳	県(中部)	22	重	A	1	H02.04	
48	男	○・○	34歳	"		重	A	1	H02.04	
49	女	×・○	55歳	"	16	重	A	1	H02.04	
50	男	○・○	21歳	狭南福祉	測定不能	最重	A-2D	1	H02.08	

※年齢…平成4年4月1日現在

措置機関別表

判定別集計表

療育手帳集計表

措置機関別表			判定別集計表					療育手帳集計表					
	男	女	合計		最重度	重度	中度	軽度	合計		A	B	合計
富士宮市	14	6	20名	富士宮市	3	12	5	0	20名	富士宮市	13	5	18名
富士市	8	4	12名	富士市	4	5	3	0	12名	富士市	9	3	12名
沼津市	2	3	5名	沼津市	1	3	0	1	5名	沼津市	4	1	5名
清水市	2	1	3名	清水市	0	3	0	0	3名	清水市	3	0	3名
静岡市	2	2	4名	静岡市	1	2	1	0	4名	静岡市	4	0	4名
県(東部)	2		2名	県(東部)	0	1	1	0	2名	県(東部)			名
県(中部)	2	1	3名	県(中部)	0	3	0	0	3名	県(中部)	3	0	3名
県外	1		1名	県外	1	0	0	0	1名	県外	1	0	1名
合計	33	17	50名	合計	10	29	10	1	50名	合計	37	9	46名

平成4年4月1日

6. 第68回理事会へ提案希望につき、議案内容を理事会各位へ提出

1992年(平成4年)6月19日
—提出議案;富士旭出学園財政協力入所者互助組合基金設立について(基金No.1案)に関する補足説明—

社会福祉法人 富士旭出学園
理事会各位様

法人理事・富士明成園園長塩川寿平

1. 次回第68回理事会の、その他の号にて議案提出希望につき、あらかじめ議案内容を送らせていただきます。
2. 提出議案:基金No.1『富士旭出学園財政協力入所者互助組合基金設立について(案)』に関する補足説明
3. 経過と主旨説明
 - (1) 基金No.1議案は、平成4年5月23日の第67回理事会にて、その他の号にて提出したとおりであります。
 - (2) 内容は、学園の財政悪化に対処する政策の議案提出です。

1. 三大原因 — ①重度化 ②高齢化 ③家庭介護機能低下
…(資料は、基金No.1に添付済み)

2. 結果 — ①仕事総量の増加と経費(現状の問題) オーバー

- ②法定オーバー分職員 10名(専任 4, 常勤嘱託 4, 委託 2)による人件費オーバー
- ③職員の低賃金化と職員の低年齢化(未成年職員の採用)の問題化

3. 政策 — ①(one of them: その(具体作) 1として)基金No.1の提案

4. 基金No.1の生命は、次の論点です。基金No.1の資料にもつき検討下さい。

論点1. 共同体論です。この判断が、良いか検討下さい。

論点2. 現入所者維持の理論です。この判断が、良いか検討下さい。

論点3. 独立した機関の四者会の設立です。法律的には、理事会が承認した形で、関係団体の四者会の対等な関係からなる、私立の機関です。この判断が、良いか検討下さい。

論点4. 入所者(利用者)本人の貢献論です。この論議が最大の論点になると思います。これは、例えていえばPKO法案と同じことです。入所者本人も十分な預金高を持てるようになってきたので、受益者としても本人自身の学園への貢献を促すものです。

別添付資料⑥のとおり、学園あずかり分約2億3千772万円、家庭あずかり分、相続財産(有価+不動産)、労働収入と合わせ、相当額の私有財産を形成しております。実額は、各施設プライベートの立場から秘密にされておりますが、同業施設関係情報では、遺産相続も考慮して、150人規模で20年経過施設では、1人平均400万円、したがって、約6億円と言われ、今後、30年・40年の経過を加え、また支給率のアップを考えると、この貯蓄は、さらに加速されると言われています。尚、1年間の学園在住日数は、323/365日間、家庭在住日数は、42/365日間です。学園生活と家庭生活の分配率を考える上で参考にして下さい。

そこで、私有財産の内の一部を、自己の意志で志願して、基金No1という形で、学園に貢献してほしいというものです。

この判断が、良いか検討下さい。

(注) 資料⑥のみ今回の論文のために、1993年(平成5年)3月31日現在の状況を使用した。

論点5. **市民論** です。園生と呼んだり、寮生と呼ぶのはやめようという、全国的、あるいは、国際的世論です。障害者を「呼び捨てにしない」とか「ちゃん呼びしない」、大人として「〇〇さんと呼びましょう」という運動の原点は、障害者ではなく、『市民だ!』ということなのです。

そこから、欧米では、税金を払っていないから、貰うばかりだと差別され、市民になれないのだ。「税金を払える高い収入を!」という運動になりました。日本でも、旧障害福祉年金が改正され、昭和61年4月に、新「障害基礎年金」となり、アップさせた上で、施設入所者本人分徴収分となりましたが、

日本では、まだ、納税者となるまでにはアップされません。

すなわち、この基金No.1は、自立の理論であり、市民論につながるものです。例えば、「街(グループホーム)では、市民として自分で支払いなさい」といい、「施設にいれば年金は私有財産として残る」では、やはり、街に住むことも、市民になることも、二の足を踏むことになるでしょう。

この市民論の判断が、良いか検討下さい。

5. 職員のおかれている現状

—法定オーバー分職員と低賃金・低年齢化(未成年職員の採用)—

(1) 別添付資料:平成4年6月2日運営会議資料提出資料(提出者 塩川寿平)

『経営に関する調査研究①~⑥』

学園内運営会議構成委員(9名)

1. 総合施設長 兼厚生園園長	4. 事務長	7. 明成園課長
2. 清心園園長	5. 厚生園課長	8. 医務主査
3. 明成園園長	6. 清心園課長	9. 事務主任

(2) 勤続年数について……<同資料①より>

女子平均 3年7ヵ月 (46人)
男子平均 7年6ヵ月 (29人)
全体平均 5年1ヵ月 (75人)
満0~6年の者が、59名 (73.4%)

以上のとおり、退職率が高く、定着力が弱い。また、75人中59人名(73.4%)の者が、学園生活も浅く、学園の伝統継承が困難である。

尚、明成園事業開始後も、I氏(11年目)、Mさん(3年目)、M氏(2年目)、MDさん(1年10ヵ月)が、退職し、満0~2年目の職員は拡大している。熟練職員の喪失は痛手である。

(3) 年齢分布について……<同資料②より>

女子平均	35.8歳
男子平均	38.0歳
全体平均	36.7歳
最大	71歳
最小	20歳

尚、本年の新採用最小は、高卒男 19歳
高卒女 19歳の2名である。

以上のとおりですが、低年齢化の高卒組
(19歳)と、逆に転職組みがあり、こちら
は、高年齢で採用。

(4) 職員給与分布(年間支給額)について

……<同資料③・④より>

— 年俸H 3. 1. 1~12. 31で、ボーナス等
すべてを含む —

女子平均	296.2万円	(平均年齢35.8歳)
男子平均	438.6万円	(平均年齢38.0歳)
全体平均	353.6万円	(平均年齢36.7歳)

以上のとおりであり、今という時代と、
年齢とを合わせて考慮すると、低賃金であ
ることがはっきりと出ている。この年俸で
は、新卒で大学卒の人材をスカウトしてく
ることは、ほとんど不可能である。また、
退職率を下げることも不可能である。

例えば、他園に引き抜かれた例であるが、
理由はいろいろあろうが、やはり、こちらの
低賃金等、魅力に欠けていたからといえる。

I氏(11年目)	→(老人)熱海市・H
M氏(2年目)	→(重身)東京都・C
MDさん(2年目)	→(老人)富士市・I
IKさん(1年目・看護婦)	→(老人)富士市・I

同資料④からは、年俸 250~299万円台
の女性により、支えられていることが、はっ
きりわかる。

標準世帯(夫・妻1子・2子)4人が、
なんとか人並みに生活できる年俸600万円
以上は5名、500万円台4名のわずかに9
名のみである。しかも、園長、事務長、課
長等役付の人で、また、男性のみである。
この職場のみの収入で、標準世帯4人の生
活を考えてみると、今の時代背景と物価か

ら、9家族しか生活していけないといえる。

(5) 職員年齢分布について

……<同資料⑤より>

この表より、女性が46/75名、男性が29/
75名で、女性が17名も多く、女性の職場とい
える。しかしながら、同資料④と合わせて考
察すると、女性は、長年勤務しても、決して
役付になったり、比較的高い年俸を貰う人が
いないことを示している。このことは、低賃
金により、なんとか財政破産をとどめ支えて
いるのは、女性と未成年者に依存しているこ
とをはっきり示している。

(6) 入所者の年金と貯蓄について

……<同資料⑥より>

以上、ふれてきたとおり、職員が大きな
犠牲を払っているのは事実であり、本レポー
トではふれていないが、保護者の方々、支
える会、一般市民のバザー等の寄付で、こ
こまでやってきたが、手つかずに保護され
てきたのは、入所者(利用者)本人の私有
財産による貢献である。そこから、基金
No.1の政策発案が起源したのである。

(7) 結 論

学園の財政悪化に対する政策であるが、
原因と結果(現状)が明らかになった以上
は、問題解決に取り組まなければならない。

本質的解決は、措置費のアップというこ
とであるが、現実問題として今どうするか
を考えたとき、職員も保護者も入所者も自
分で出来ることはしなければならない。そ
の上で始めて、納税者である国民に納得の
いくかたちで、国会に措置費アップの要求
や、他人である一般市民に寄付を呼び掛け
ることが許されると考える。まず、入所者
(利用者)本人が、市民として貢献しなけ
ればならない時が来ているといえる。とは
いえ、反対者もいるであろう。また、その
中には、正論も含まれていることも確かだ
であるが、基金No.1は、どんなに時間をか
けても、理解し合い成立させていただきた
い議案である。

社会福祉法人 富士旭出学園
 経営に関する調査研究①～⑥
 運営会議提出資料

平成4年6月2日

提出者 法人理事・富士旭出学園園長 塩川 寿平

富士旭出学園 職員勤続年数男女別分布表

勤続年数	男		女		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
満19～20年	4	13.8	2	4.3	6	8.0
満17～18年	2	6.9	2	4.3	4	5.3
満15～16年	0	0	0	0	0	0
満13～14年	1	3.4	0	0	1	1.3
満11～12年	3	10.3	1	2.2	4	5.3
満9～10年	0	0	1	2.2	1	1.3
満7～8年	3	10.3	1	2.2	4	5.3
満5～6年	3	10.3	5	10.9	8	10.7
満3～4年	1	3.4	5	10.9	6	8.0
満0～2年	12	41.4	29	63.0	41	54.7
合計	29	100%	46	100%	75	100%

S.47.5.1 富士厚生園事業開始

S.50.4.1 富士清心園事業開始

男平均7年6ヵ月

平均5年1ヵ月

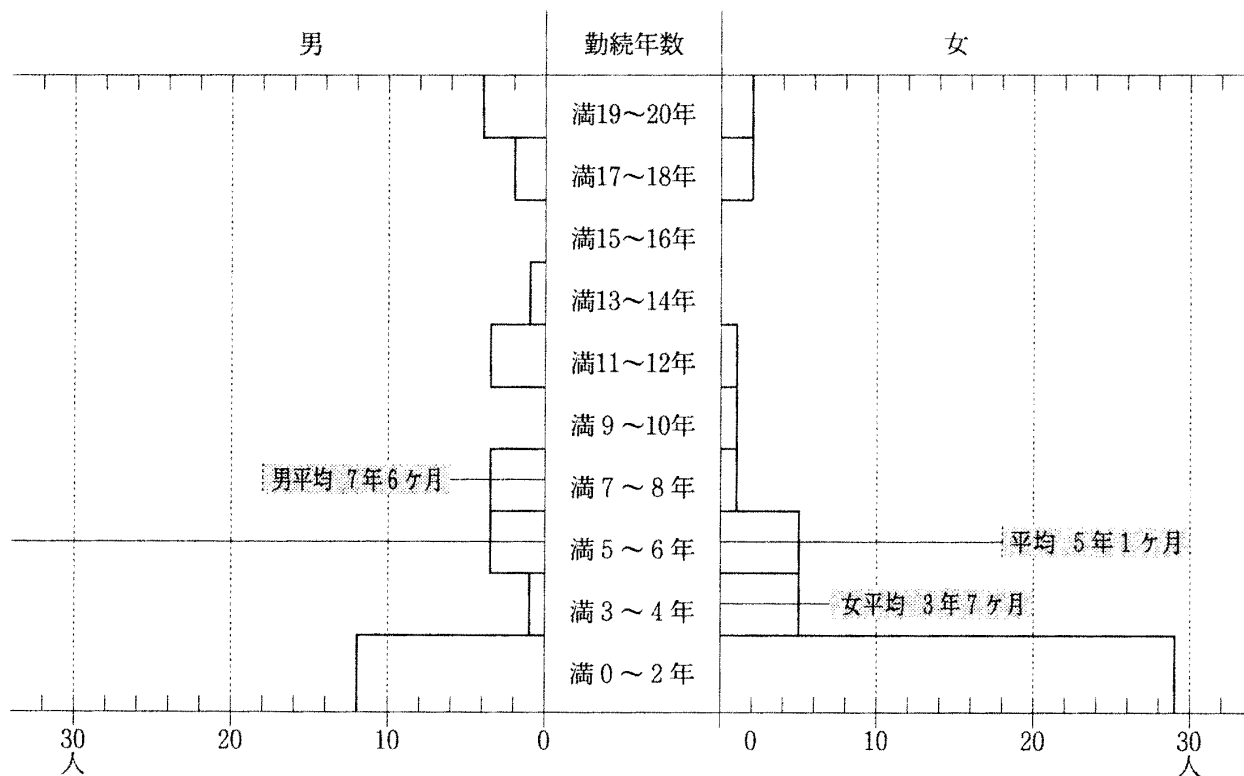
女平均3年7ヵ月

H2.4.1 富士明成園事業開始

※嘱託・世話人等（7人）を含む。平成3年10月1日現在

富士旭出学園 職員勤続年数男女別人数分布図

(平成3年10月1日現在)



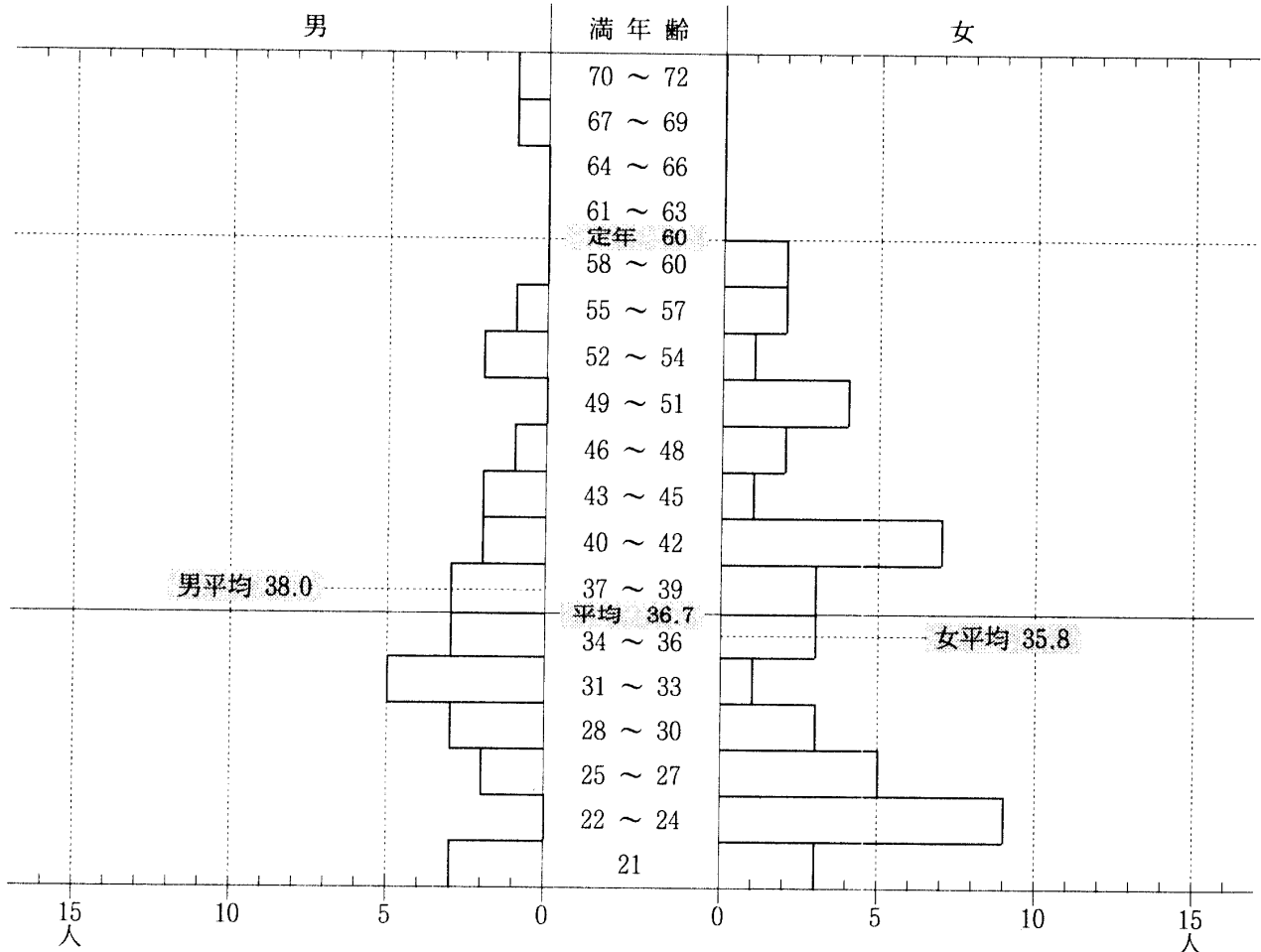
富士旭学園 職員年齢男女別分布表

満年齢 (歳)	男		女		計		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
70～72年	1	3.4	0	0	1	1.3	最 大71歳
67～69年	1	3.4	0	0	1	1.3	
64～66年	0	0	0	0	0	0	
61～63年	0	0	0	0	0	0	定 年60歳
58～60年	0	0	2	4.3	2	2.7	
55～57年	1	3.4	2	4.3	3	4.0	
52～54年	2	6.9	1	2.2	3	4.0	男平均38.0歳 平均36.7歳 女平均35.3歳
49～51年	0	0	4	8.7	4	5.3	
46～48年	1	3.4	2	4.3	3	4.0	
43～45年	2	6.9	1	2.2	3	4.0	
40～42年	2	6.9	7	15.2	9	12.0	
37～39年	3	10.3	3	6.5	6	8.0	
34～36年	3	10.3	3	6.5	6	8.0	
31～33年	5	17.2	1	2.2	6	8.0	
28～30年	3	10.3	3	6.5	6	8.0	
25～27年	2	6.9	5	10.9	7	9.3	
22～24年	0	0	9	19.6	9	12.0	最 小20歳
～21年	3	10.3	3	6.5	6	8.0	
合 計	29	100%	46	100%	75	100%	

※嘱託・世話人等（7人）を含む。平成3年10月1日現在

富士旭学園 職員年齢男女別分布表

(平成3年10月1日現在)



富士旭出学園 職員給与年間支給総額男女別分布表

年間支給総額 (単位：万円)	男		女		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
900 ~	0	0	0	0	0	0
850 ~ 899	1	3.4	0	0	1	1.3
800 ~ 849	0	0	0	0	0	0
750 ~ 799	1	3.4	0	0	1	1.3
700 ~ 749	1	3.4	0	0	1	1.3
650 ~ 699	1	3.4	0	0	1	1.3
600 ~ 649	1	3.4	0	0	1	1.3
550 ~ 599	0	0	0	0	0	0
500 ~ 549	4	13.8	0	0	4	5.6
450 ~ 499	3	10.3	2	4.7	5	6.9
400 ~ 449	1	3.4	3	7.0	4	5.6
350 ~ 399	7	24.1	3	7.0	10	13.9
300 ~ 349	5	17.2	11	25.6	16	22.2
250 ~ 299	0	0	14	32.6	14	19.4
200 ~ 249	4	13.8	6	14.0	10	13.9
150 ~ 199	0	0	2	4.7	2	2.8
100 ~ 149	0	0	2	4.7	2	2.8
~ 99	0	0	0	0	0	0
合計	29	100%	43	100%	72	100%

最大 859.7万円

男平均 438.6万円

平均 353.6万円

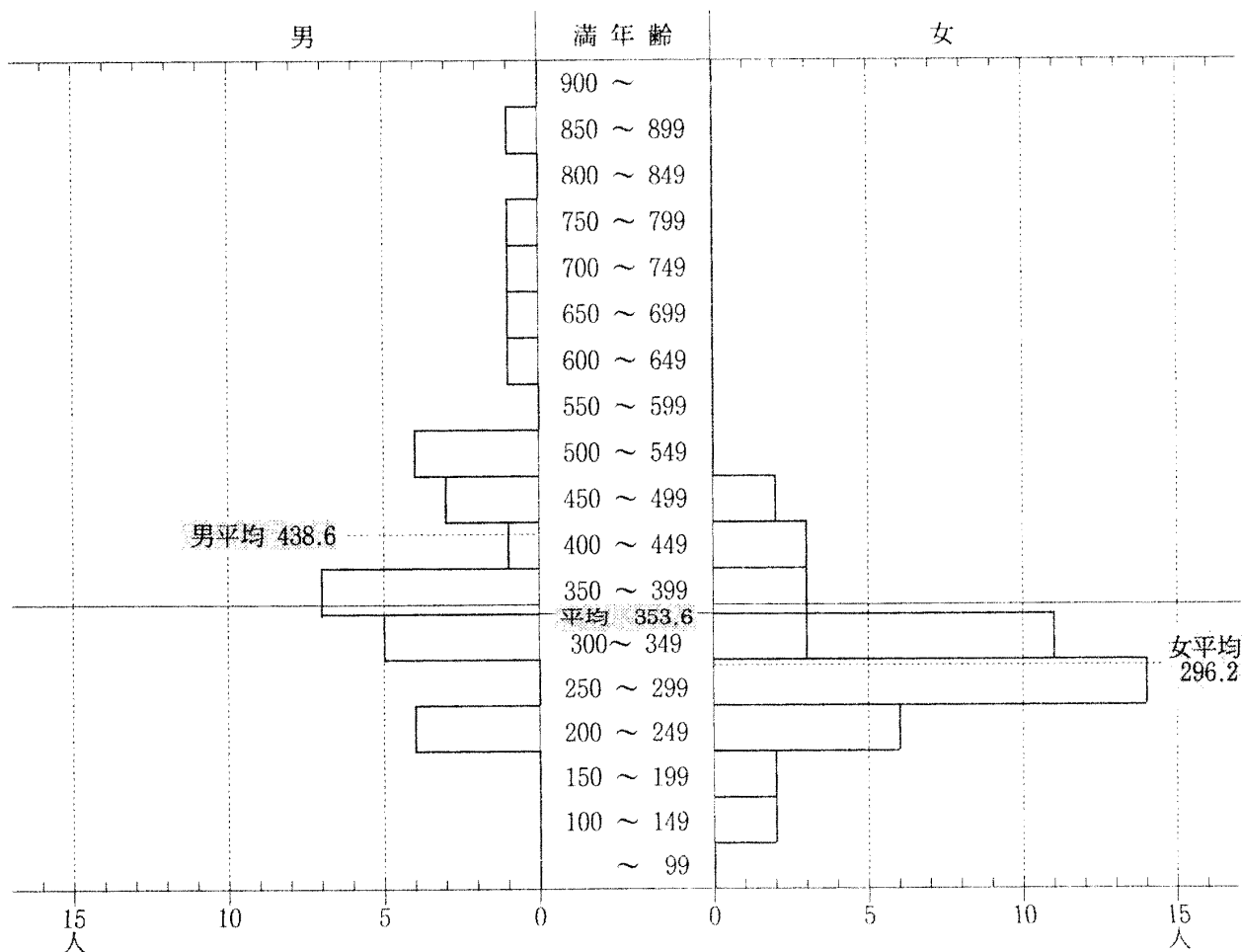
女平均 296.2万円

最小 142.9万円

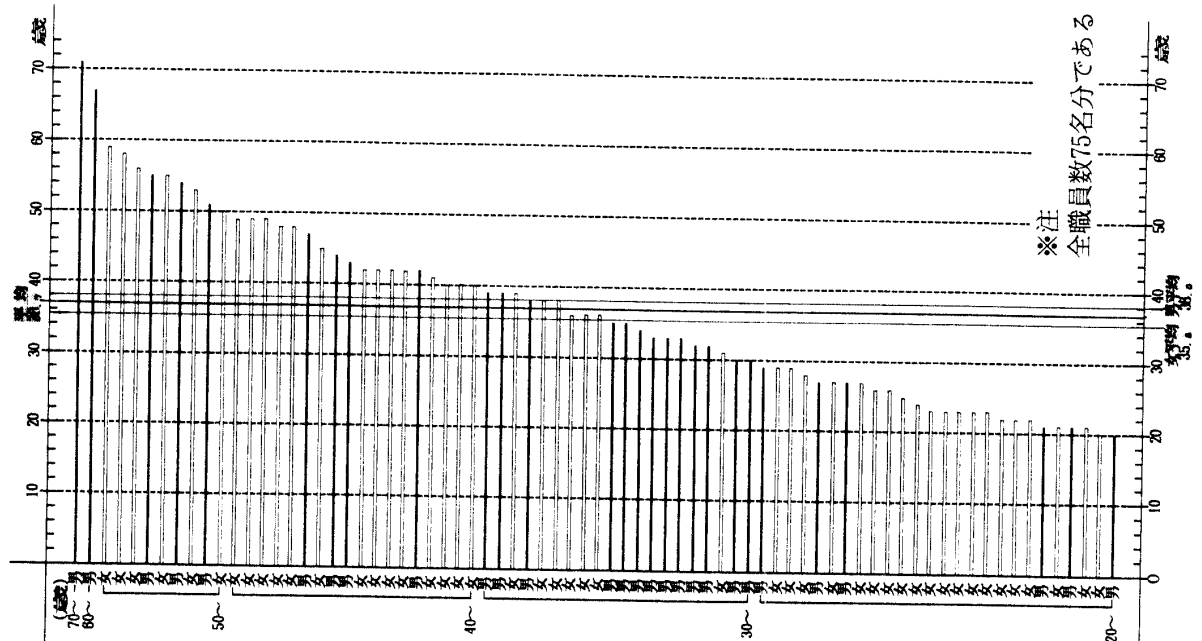
※平成4年度源泉徴収より（H3.1.1~12.31 ボーナス等を含む）千円単位は切捨て、嘱託を含む。

富士旭出学園 職員給与年間支給総額男女別人数分布図

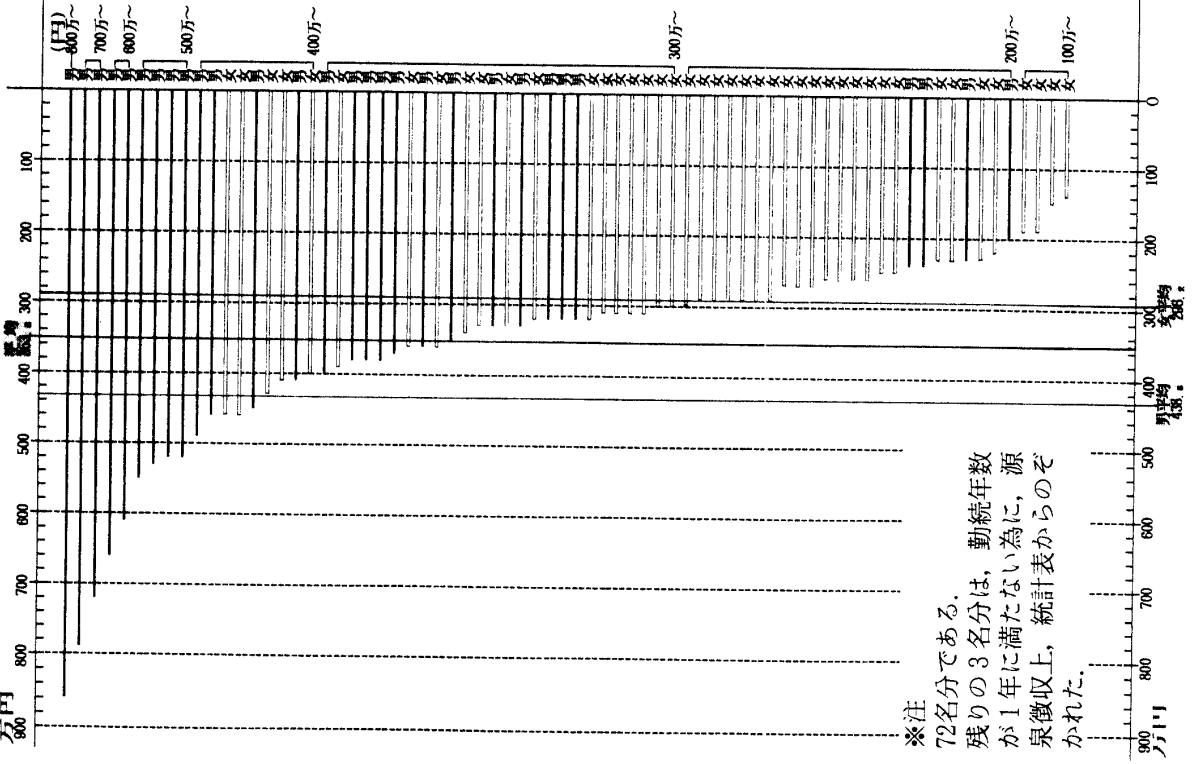
平成3年度源泉徴収より（H3.1.1~12.31 ボーナス等を含む）



職員年齢分布 (75名)
(平成3年10月1日現在)



職員給与年間支給総額分布 (72名)
平成3年度 源泉徴収より (平成3. 1. 1～12. 31ボーナス等を含む)



園生の年金及び貯金の状況

平成5年3月31日 現在

人 員

園 別	寮 生	通 所 生	計
富 士 厚 生 園	30名	19名	49名
富 士 清 心 園	50	0	50
富 士 明 成 園	50	0	50
合 計	130	19	149

年金受給関係

受 給 別	富士厚生園	富士清心園	富士明成園	計
学園にて障害年金受給者	24名	41名	25名	90名
“ 遺族年金受給者	0	1	1	2
家庭にて障害年金受給者	14	8	22	44
未 受 給 者	11	0	2	13
合 計	49	50	50	149

障 害 別	級	富士厚生園	富士清心園	富士明成園	計
受 給 者(寮生のみ)	1	18名	42名	34名	94名
	2	10	8	13	31
合 計		28	50	47	125

預金関係

区 分	扱 局	口 数(名)	金 額
郵便貯金(普通)	K Y 郵便局	149	44,997,817円
担保定額貯金	“	56	187,730,000円
定 額 貯 金	“	1	5,000,000円
合 計			237,727,817円

7. む す び ; 学園の経営構造と将来計画

—三木先生の「初心を忘れずに」と時代のうつり変わりを中心に考察—

『公費(措置費等)と寄付金(二人称寄付 親・兄弟
三人称寄付 他人・一般市民)と基金(一人称寄付 本人)の関係から』

将来、公費(措置費等)のみの経営では、富士旭出学園の今日までの処遇内容は守れない。重度化・高齢化・家庭介護力の弱体化を思う時、経営は大変苦しくなる。さらに今日よりも豊かなサービスを考えるならば、財源の増収を考えざるを得ない。そこで安心経営の為には、安定した財源であり、入所者の障害基礎年金の利用は、きわめて有効な方法である。

なお、完全週休二日制の実施は、平成5年4

月1日であるから、それがまた人件費の増となり、いよいよ財政を圧迫する。

以上の点からも、基金による増収計画は真剣に議論する時に来ているといえる。

そこで、将来の富士旭出学園の経営構造を考えれば、次頁右図のとおり、D型とE型が並行していくことになるだろう。D型とE型のちがいは、D型は両親が生存中であって、熱心な協力や支援が期待できる時であるが、E型は両親

が高齢化、あるいは、死亡により、兄弟姉妹の時代にはいるわけであるが、この人たちも高齢化していくと、家族からの協力や支援は期待できなくなり、将来的には二人称寄付は無くなる傾向にあることを示している。

さて、終りにあたって、本論文は筆者が施設長時代、財源難をなんとか、基金の設立という方法で補足しようとした足跡の一つである。この基金は、いまだ成立せず、継続して慎重審議しており、現在も進行形である。

筆者の研究の始まりは、まず、苦しい施設経営の一方で、入所者本人のお金が2億3千万円も、ただ預金されて、死に金になっている事実面に直面したことに始まる。しかも、調べていくうちに、本文中でも述べたが、当施設と同規模の「150人規模で、20年経過の施設では、一人平均約400万円、したがって約6億円」とも言われているお金が、死んでいることを知ったのである。

さらに驚いたことは、実際はこのお金は、本人の死後、民法上の相続人の手に消えていくという構図である。また、施設にいれば年金が残って得だから、施設から「本人が出ない」、あるいは、「相続人が出さない」という傾向も関係者の間で言われている。たとえば、グループホームへの転出などを拒む大きな理由の一つでもある。知的障害者関係の諸施設では、本人の意志決定が確認不可能ということで、どこでも、日本中で同様の状況が発生しているという事実である。この事実を前に筆者は言い知れぬ悲しみと怒りに打ちのめされたのである。このようなことが許されるなら、国民の失望も大きく、納税意欲は失われ、福祉国家は滅亡するにちがいないと思った。

また、気をとりなおし現実問題に立ちかえった時、毎日、お金が無いと嘆く福祉施設の経営責任者として、自らの施設からでも何か行動を起こすべきだと考えた。入所者の生きているうちに本人の為に使う方法はないものかと取り組んだのが、この一連の筆者の仕事であり、また、本論文の目的である。

学園の将来経営構造図

A	B	C	D	E
三人称	三人称	三人称	三人称	三人称
二 人 称 寄 付	二 人 称 公 費	二 人 称 公 費	二人称	一 人 称 公 費
			一人称	
I 期 S20 ～ 30 年代	II 期 S40 年代	III 期 S50 年代	IV 期 平成 時代	V 期 将 来
主に・本人未成年	主に・本人未成年	過渡期	本人成人・保護者有り	本人成人・保護者なし
将来の経営				

<参考資料>

1. 塩川寿平「6者連絡協議会の設置について(案)」
富士旭出学園第15回運営会議 1992・9・29
2. 塩川寿平「園長だよりー夢は広がるー」富士明成園 1992・8・8
3. 塩川寿平「園長だより『育ての親』がお世話しやすいようにー」富士明成園 1992・12・23
4. 塩川寿平「園長だよりー障害基礎年金についてー」富士明成園 1993・4・1
5. 塩川寿平「富士旭出学園財政協力入所者互相組合基金設置について(基金No.1案) 1992・5・13
6. 塩川寿平「第68回理事会への提出議案；富士旭出学園財政協力入所者互助組合基金設置について(基金No.1案)に関する補足説明」 1992・6・19